

日本の結婚研究の問題

——結婚の型と村落の構造の関連——

西川美紀

1. 目的

本稿は、日本の結婚研究史の素描と、そこから引き出されたひとつの問題—結婚の型と村落構造の対応関係—の指摘と説明、大きくこの2つの部分から構成されている。

日本の結婚研究は、社会学の領域よりも、隣接の民俗学や民族学、また法學の分野においてさかんであった。そして、それら他分野の資料は、放置するにはあまりにも豊富であり、加工法によっては、社会学の空隙を埋める好材でもある。加工法が適切であるか否かを別にすれば、後半において、ともかくも、結婚の型が、当該村落の構造、狭くは生産様式に、広くは自然的、立地的条件に規定されているという結論を得ることができた。

すなわち、第1の部分の内容的整理によって得たデータをもとに、第2の部分で、方法的実験を試み、ひとつの作業仮説を取得すること、それが、大胆にも本稿の目的である。

2. 結婚研究の沿革

日本の結婚研究は、その系譜において、少なくとも、4つのものを区別することができる。その第1は、柳田国男に始まる民俗学の流れであり、内実からして、有賀喜左衛門こそその嫡流と呼ぶにふさわしい。第2は、川島武宜に代表される法社会学という出自である。第3は、江守五夫、村武精一等を中心とする民族学のそれであり、第4は、姫岡勤から土田英雄等に至る社会学の系統である。しかも、第2、第3、第4の流れは、遡って第1の民俗学、柳田国男の所説においてひとつに収束しているのを見ることができる。柳田は、その論文「賛入考」¹⁾によってそれらの分野全域に甚大な影響を与えたからである。日本の結婚研究は、この論文によって礎石

を築かれたといつても過言ではない。その独創性は端的にいって、第1に、妻問い合わせるいは婿取婚から嫁入婚へ、また母権から父権へという進化論的な発想に対して、賛入と嫁入が2つの結婚形態をさすではなく、賛入に始まって嫁入に終わる一連の婚姻儀礼である、としている点にある、第2に、賛入中心の結婚が嫁入中心の結婚へ移行する根本的原因を、遠方婚として発達した武士の習俗である嫁入中心の婚礼を庶民（農民）が模倣したところに求めている点にある。

有賀は、第1点についてはその定義を忠実に継承し、その上で新たに、賛入中心の結婚を賛入婚、嫁入中心のそれを嫁入婚と呼んだ。第2点に関しては、有賀はむしろ「農民婚姻は単に武家婚姻の模倣によるものではなくて、それ自身の生活地盤と密接に接合し、生活条件の変化に応じて、婚姻形態が変化するものであることを解明しよう」²⁾とする立場をとり、そこから、農民生活の所産としての親方取婚を導き出した。親方取婚は、親方のアレンジによって成立する子方、奉公人間の一種の階層内婚であるが、それは、先の賛入婚、嫁入婚と共に、農民の基本的な結婚形態である。

これらの3類型は、配偶者選択の主体、結婚統制、仲人の役割、結婚儀礼、居住規則の5つの指標³⁾からみて、以下の特徴をもっている。賛入婚は、寝宿の生活を通じて、男女は自主的な配偶者選択の機会を与えられており、親よりもむしろ、若者集団の承認が結婚成立の必要条件である。仲人が介在することがあっても、若者集団の勢力が強く、若人の自主性が尊重されているので、仲人固有の役割はほとんどみあたらない。結婚儀礼といつても、一般に簡素で、賛入式は本来、手じめの酒とささやかな共同飲食以上のものを意味しない。賛入式のうち、夫が妻の生家に通うが、やがては夫方で夫婦同居する妻方一夫方居住規則に従っている。

親方取婚は、本家親方のある程度の統制はあるけれども、奉公人自身の意志による配偶者選択が実現される。

1) 柳田国男、「賛入考」、『定本柳田国男集』15、1958、筑摩書房。

2) 有賀喜左衛門、『有賀喜左衛門著作集』IV、1968、未来社、p. 15。

3) 執行嵐、「農村の婚姻」、『家族問題と家族法』II、1974年版、酒井書店。

仲人はもちろん、親方の役割であり、親方の采配によつて、結婚式一切が取り仕切られる。新夫婦の世帯は、結婚当初、本家の敷地内に構えられるが、時には奉公人分家として取り立てられ、分住する可能性もある。

さらに、嫁入婚は、家長あるいは親による配偶者選択を通例としている。仲人も賛入婚と違って、両家の媒介項として積極的な役割をもつ。結納や贈答を含む結婚儀礼は複雑となり、嫁入式も一般に華美で、盛大な催しとなる。

有賀の結婚類型論の個性のひとつは、上記から明らかであるが、武士の習俗の模倣の結果ではなく、農民生活の必然的結果として、結婚を理解しようとするところにあったが、もうひとつの個性は、結婚の型が発生条件からみた村落の類型⁴⁾と対応しているところに存する。すなわち、賛入婚は、各戸が平等的関係にある組的村落に発生し、親方取婚は、本家分家関係に支配されているところの同族的村落に見い出される。しかも、賛入婚は、組的組織が崩壊して、有力な同族団の支配による組織が形成されたときには、親方取婚に転換を遂げる。逆もまた可能である。このように、賛入婚と親方取婚、組的村落と同族的村落は相互規定的な関係にある。

また、有賀は、賛入婚、親方取婚、そして組的村落、同族的村落これらの結婚の型、村落の型と嫁入婚との関係を必ずしも明確にしているとはいえない。しかし、結婚類型に限れば、個性の第1点に関わることでもあるが、3類型の位置関係を知ることによって多少とも納得することができる。

賛入婚、親方取婚は、それぞれ組的村落、同族的村落に見い出されるという発生的条件は異っているが、両者は村内婚である点で共通している。そして、各々が遠方婚である嫁入婚に移行する根拠は、おおよそ、各戸の生活基盤が相対的な独立性を獲得したところに求められる。対内的には、それは、各戸の相互依存関係が衰退したことを見すが、対外的には、各戸が村落の範囲を越えて生活圏を拡大したことを意味している。村外の家との通婚は、そのひとつの明確な指標である。このとき、嫁入婚が採用されるのは、武士層や上層農民の習俗を模範としたからではなく、村入りの手続として嫁入儀礼が重要規範されたからである。嫁入婚は、農民の慣習に則した生活上の必然である。このような経緯により、婚入婚は

近世において盛んになるが、賛入婚から嫁入婚へ、また親方取婚から嫁入婚へという発展序列が想定されているわけではない。なぜなら、3類型は、賛入式と嫁入式という普遍的要素の従属変数として存在するからである。賛入婚は賛入式の要素が多く、親方取婚は両要素が等しく、嫁入婚は嫁入式のそれが多い状態である。ある個性的歴史的条件を背景にすると、それらの間に発展序列があると錯覚するのだが、3者はあくまで、一定の2要素を媒介とし相互規定的な位置関係にある。

有賀が、このような要素分解的、あるいは要素複合的視点に依拠している限り、結婚類型論が循環論的傾向をもち、賛入婚、親方取婚と嫁入婚の間に、積極的な動的関係が現出しないのも、なかば当然といえる。

江守五夫は、年令階梯制村落における自由婚の成立過程を分析したが、それは、結婚類型と村落の型という有賀の示唆したところを、複数の指標を案出することを通じて実行したものといえる。

年令階梯制村落⁵⁾は、その外的存形態を一連の村落類型論の中に位置づけることによって、その内部構造を下位システム、あるいは制度的規範を折出することによって明らかにできるであろうし、両者を統合することによって、結婚類型との対応関係を指摘できるであろう。

年令階梯制村落は、民族学的視点の中に社会学、法社会学の流れを集約した概念である。すなわち、それは、年令階梯制、同族制という対極的要素を基礎とする文化複合論⁶⁾一過れば、日本民族起源論に至る一に源泉をもっている。年令階梯制は、ミクロネシア、ニューギニア、インドネシア、東南アジア等に見い出される南方系の男性的・年令階梯制の稻作一漁撈民文化と適合的関係にあり、年令という自然経過的要素が社会的上下関係の規準となっている。日本では、特に東海地方から西南地帯の沿岸部に多い。同族制あるいは、同族組織は、満州から朝鮮半島に至る経路を通じて伝播したと考えられる父長権的支配者文化の特徴であるが、本家分家の单系の父長権的系譜関係を社会の結合原則としている。分布的には、東北地方から中部地方にかけて多い。

これら2つの対極的要素のうち、前者に支配されている村落を年令階梯制村落、後者によるのを同族型村落と江守は称しているが、それらは社会学のフィルターを通して、講組型村落という媒介項を獲得することに

4) ここでいう村落の類型と、家連合の概念とが有賀氏の所説においてどのように関連し、どのような変遷を経た結果であるのか、それを明らかにする能力を現在、有していないので、ここでは、同族的村落と組的村落が、それぞれ親方取婚、賛入婚の成立と適合的関係にあることを有賀氏が示唆していることを指摘するだけに止めておく。村落をその発生条件から類型化した点については、有賀、前掲書、p. 43、参照。

5) 江守五夫、『日本村落社会の構造』、1976、弘文堂、pp. 71-339。

6) 岡正雄、「日本民族文化の形成」、『図説日本文化史大系』I、1956、小学館。岡正雄他、『日本民族の起源』、1958、平凡社。

なる。そして、年令階梯制村落、講組型村落、同族型村落をつないでいる要素を見発見するためには、再び法社会の濾過装置をくぐらなければならない。家格⁷⁾を標準にすれば、年令階梯制村落は、性と年令のみを差別的要素としており、それらに基づく分業からは階層分解を進行させるほどの生産性を期待できない。したがって、無家格型と判定される。講組型村落も無家格型と判断されるが、その根拠は、講組結合⁸⁾のムラが、相互依存的な過小農から構成され、各戸が平等的な横の連系を保っているところに見い出せる。同族型村落は、本家分家間の系譜的関係と上下的支配関係の発達にみられるように、階層分化が顕在化した家格型のムラである。家の求心力、あるいは封鎖性の程度を測定すれば、家の存立基盤を欠き、家族よりも年令集団が親しい存在である年令階梯制村落は、家拡散的構造⁹⁾を有していると考えられる。講組型村落、同族型村落は、平等的か上下的かという社会関係の差はあるにしても、それらは家産と一体である家を与件とし、家凝集的構造を有していることでは同じである。また、分布的特徴については、西南部に集中していた年令階梯制村落は、その起源を古代村落または近世の新田開発の村落にもち、西南部に多いとされる講組型村落に等しい。

以上、年令階梯制村落、講組型村落、同族型村落は、無家格、家凝集的構造、西南部分布という3通りの因子によって接合されていることが解った。つまり、無家格型、家凝集的構造という2つの直交する座表軸から成る平面においては、その交点にある講組型村落、両極端にある年令階梯制村落、同族型村落は直角二等辺三角形を形成して均衡を保っている。このとき、3者の位置関係を直線上に置換するならば、それは、年令階梯制村落が無家格型から家格型へ、さらに家拡散型から家凝集型へと移動を重ねた年令階梯制村落→講組型村落→同族型村落という軌跡、または上昇過程と同値である。そして、地理的分布という次元を加えた立体的空间においては、講組型村落の位座は、やや年令階梯村落の位座に近くな

り、ウェイトがやや年令階梯制村落のそれに傾いた三角形へと変形することになる。

年令階梯制村落の内部機構は、大きく、年令階梯制と双系的親族組織¹⁰⁾の2つの支柱に依存している。前者は、世代階層制と重複した基本モデル¹¹⁾によって説明することができる。年令階梯制は、年輩の上下に基づく指導と服属の関係によって統合されているが、その規範を体現するのは、村落の未成年者層、青年独身者層、中年層、老年層の4つの階層からなる年令集団¹²⁾である。第1の未成年者層と第2の青年独身者層は成人式を経たかどうかによって、青年独身者層と第3の中年層は結婚しているか、子供をもっているかどうかによって区別され、中年層と第4の老年層は孫がいるかどうかによってわかつていている。これらの4層はまた未婚の第1と第2の層を子供の世代としてまとめ、第3の層を父母の世代、第4の層を祖父母の世代と呼ぶことも可能であろう。この世代区分は、より可視的には、彼らがそれぞれ独身者家屋、母屋、隠居屋に分住するという異世代別居の居住形態にあらわれている。さらに、その適用を、男性を例にとれば、各層に属している者を一様に「アニイ」、「トオ」、「インゲイ」と呼ぶ世代呼称のうちに認めることができる。村落機構において、老年層あるいは祖父母が、老練の指導者であり、穩健な調停人であるならば、中年層=父母と、青年層、未成年層は、対極に位置して各自の利害を主張する一方は保守的、一方は刷新的な集合的存在である。すなわち、戸主は、家族という私的利害の象徴であり、若者は、村の公的利害の代弁者である。このように、年令階梯制、すなわち世代階層制は、各階層が一定の規律に依って固有の役割と位座を付与された村落運営に不可欠の制度である。

もうひとつの支柱であった双系的親族組織は、第1に、年令階梯制村落においてどのような機能をはたしているのか。第2に、それが年令階梯制と相俟ついかにして、自由婚を成立させるのか。第1点については、双系的親族組織が村内婚制、およびヨバイ習俗を付帯させ

7) 磯田 進、「村落構造の2つの型」、『法社会学』1, 1951。

8) 福武 直、『日本農村の社会的性格』、1949、東京大学出版会、pp. 34—48。福武氏はのちに、講組結合の村、同族結合の村という2類型について、その不充分性を自己批判され、新たに類型構成の指標を提言されている。したがって、ここでは学説史上の流れとして、また、江守氏の所説の説明として氏の類型論に言及したことを断っておきたい。福武氏が自説を却下された動機に関しては『福武直著作集』5, 1976、東京大学出版会、pp. 38—40、参照。

9) 川島武宜、『イデオロギーとしての家族制度』、1973年版、岩波書店、pp. 299—313。

10) この用語は、江守氏が前掲書で「双系的構成」、「双系的」と表現されているものを翻訳した結果であり、その意味内容は江守氏に負っている。bilateral kindred については別の機会に論じたいと考えている。

11) 江守五夫、前掲書、p. 156。Lowie, R. H., *Primitive Society*, 1947, London, pp. 245—323. Durkheim, E. et Fauconnet, P., "Formes élémentaires de l'organisation sociale," *L'Année Sociologique* 6, 1901—1902.

12) 高橋統一、「年令集団」、『講座比較文化』6, 1977, 研究社。同、「日本における年令集団組織の諸類型」、『東洋大学紀要』12, 1958。

ることを通じて説明できる。すなわち、双系的親族組織は、エゴを中心として、父方、母方あるいは夫方、妻方の親族はほぼシンメトリカルな視座を構成している。それは、たとえば、日本の同族組織が父系を偏重した親族を内包しているのとは異なっている。双系的親族組織がネットワーク、横の平面をあらわすなら、単系出自集団は系譜の連続性を強調する縦の直線であろう。一般に、単系出自集団¹³⁾が出現しているところでは、外婚制に基づいた成員の排除と収容がみられるが、双系制は通婚を一定の地域と成員に限定した内婚制の累積体として見い出される。年令階梯制村落には、ヨバイ習俗が存在しているが、それは当該男女が久しく顔みしりであるような経験を要する。内婚制とは、この男女の定位家族の接近、あるいは両者の居住近接性（propinquity）の背理的な表現にはかならない。このように、双系的親族組織は、村内階制、ヨバイ習俗と適合的関係を結ぶことによって、母方、妻方親族の地位を相対的に上昇させ、父系制の浸潤を防げる条件となっている。第2の点、年令階梯制村落の構造と自由婚の対応関係を指摘する際に、江守は、家父長権という変数を導入し、年令階梯制村落における自由婚の成立は、家父長権が微弱な結果であるとしている。ここでの自由婚は、寝宿、すなわち独身者家屋での自主的な配偶者選択過程を経て成立する結婚を意味するが、それは、自由婚がヨバイ習俗を前提し、若者に性的自由の場を与える独身者家屋を必要条件としていたことを示している。つまり、ヨバイ習俗が、さらに自由婚が、年令階梯制規範の可視的な表現であった異世代別居の制度に基礎をおいていることがわかる。しかも、ヨバイ慣行は当該村落の若者集団の厳重な統制に服していたから、資格制限する村内婚規範と結合するのは必然である。

自由結婚を招来する家父長権の微弱性とは、換言すれば、結婚締結における結婚当事者2人の、厳密には若者の意志の優位を表現しているのだが、その勢力関係が、上記のように究極的に年令階梯制と双系的親族組織という村落機構に基づいているために、偶発的ではなく恒常的な正当性を有していることを示している。

ここで、年令階梯制村落の外的・内的条件を新たに統合しておこう。すなわち、（1）無家格制、という条件から出発すれば、それを、家拡散的構造に補強されて、年令階梯制村落はその輪郭をあらわにするが、さらに、

その内部を（2）年令階梯制、（3）双系的親族組織、によって充たされて始めて村落それ自体となって存立する。また、年令階梯制、双系的親族組織は各々、（2・1）年令階梯制=三世代区分、（2・2）異世代別居制、（2・2・1）独身者家屋、（2・2・2）母屋、（2・2・3）隠居屋、（2・3）世代呼称の採用、（3・1）村内婚制、（3・2）ヨバイ習俗、（3・3）単系出自集団の欠如、と整理できる下位条件を内包していたが、それらの複合作用によって（4）家父長権の微弱性、が結晶し、最終的に自由婚が析出するのであった。

ところで、年令階梯制村落の概念構成については、民族学内部で若干のくいちがいがある。異議は村武精一等¹⁴⁾が伊豆新島の事例を通じて提出している。その主旨は、部落の成員は、一定の年令によって階層に区分されているというよりもむしろ、世代の感覚によって各階梯に配置されている、したがって、年令階梯制というよりも、世代=年令階梯制として、それを有する村落を世代階層制村落とよぶのがふさわしい、というものであるが、しかし、江守が基本モデルとして掲げた年令階梯制の区分がまた世代階層のそれであったことを想起するなら、江守がこのモデルの提出にあたって、村武等の指摘を自己批判的に摂取したことが推察されるであろうし、用語の異差というだけで、両者の間に本質的対立はないと考えられる。とはいえ、村武等の行為の意義は、年令=世代階層制の頗著な村落データを提供し、理論的一般化の契機を与えたところに存するといえる。また、彼らのデータによって、江守の自由婚成立の条件に修正を加えるとすれば、それは、江守がヨバイ習俗、または一時的訪婚制と一般的に表現した箇所に必要である。すなわち、それらを（3・2）妻方一夫方居住制（matri-patrilocal）という居住規則の一形態として、より限定的に使用するほうが条件として明確になるだろう。

さらにひとつ、年令階梯制村落の存立条件を鍛磨する意味から、社会学の類型論に言及しておく必要がある。姫岡¹⁵⁾の婚姻分類を継承し、それを社会類型と対応させた土田英雄¹⁶⁾の所論がそれである。土田によれば、聟入婚がムラ型の結婚に相当し、それはムラ本位の社会に、嫁入婚がイエ型の結婚に該当し、それはイエ本位の社会に成立する。前者のムラ社会の要件は、ほとんどの部分、年令階梯制村落のそれと合致しているが、2点について、加算の余地がある。第1点は、江守が無家格制

13) Murdock, G. P., *Social Structure*, 1949, New York, pp. 41—64.

14) 村武精一他、「伊豆新島若郷の社会組織——世代階層制村落の研究」、『民族学研究』22—3・4, 1959。のち『伊豆諸島』、1975、未来社。

15) 姫岡 勤、「婚姻の概念と類型」、大橋 薫・増田光吉編、『家族社会学』、1966、川島書店。

16) 土田英雄、「日本における伝統的結婚と近代的結婚」、『社会学セミナー』3, 1972, 有斐閣。同、「隠居慣行」、姫岡 勤・土田英雄・長谷川昭彦編、『むらの家族』、1973、ミネルヴァ書房。

とのみ表現していた条件で、それは、土田の記述をふまえるならば、(1・1) 所有財産による階層の未分化、(1・2) 家系による階層の未分化という2つの要素に分解可能であり、これらを下位条件として追加することである。第2点は、年令階梯制村落は沿岸部に多く分布するとされていたが、それを、新たに畑作中心農業と共存する沿岸での漁業生産活動としてとらえ、生業形態の項目を追加することである。

以上が日本の結婚研究史の素描である。流れをふり返ってみれば、柳田に始まって、民俗学と社会学のなかばのところで有賀へと受け継がれたものは、聟入婚、嫁入婚という結婚の2類型となり、さらに、それぞれは発生条件を標準とした村落の型と対応せしめられた。そして、結婚のひとつの型、聟入婚は、江守が新たに民族学の立場から年令階梯制村落の概念を導入することによって、一般的に自由婚として把握され、その成立条件が指摘された。そして、それら一束の条件的項目は、民族学内部から発展的批判と修正を得る一方で、社会学の領域における地道な活動からも若干の条件を加算されることによって精密度を増した。あとには、それらの間の因果

関係を確認する作業のみが残されている。よって、次節の目的は、一定の合意を得ているが、真正の尺度として採用するにはいまひとつ信頼性に乏しいそれらの候補的条件群の個々の妥当性を、事例村落を通じて測定し、最終的に、自由婚成立のための村落の構造的要件として析出せることにある。

3. 共同体主義の村落の構造と配偶者選択および結婚の成立

〔方法的手続〕

前節で導いた自由婚成立の一連の項目と、自由婚との関係は文字式を使ってあらわすことができる。江守に忠実に従えば、Y：自由婚、の原因として、大きく X_1 ：無家格制、 X_2 ：年令階梯制、 X_3 ：双系的親族組織、 X_4 ：家父長権の微弱性、の4つが考えられた。 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ の相乗作用が X_4 が究極的原因となってYを成立させるのであったから、すなわち、 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3 \rightarrow X_4 \rightarrow Y$ とかくことができる。ただし、 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3 \neq X_4$ 、なぜならば、 X_1 、 X_2 、 X_3 は土田等の助言を加味する

第 I 表

		事例村落	安 乗	国 崎	石 鏡	利 島	若 郷	神 津	未 吉	青ヶ島
第一次変数		第二・第三次変数								
X_1	(1) 無家格制	(1・1) 所有財産による階層の未分化	B	B C C	B	B	B C	B	B C	B C C
		(1・2) 家系による階層の未分化	B	C	B	B	C	B	B	B
X_2	(2) 年令階梯制	(2・1) 年令階梯制=世代階層制	B(m) C(f)	AAB(m) D(f)	AB(m) C(f)	AB(m) C(f)	A(m) C(f)	BC(m) CD(f)	C(m,f)	C(m)
		(2・2) { (2・2・1) 独身者家屋 異世代 (2・2・2) 母屋 別居制 (2・2・3) 隠居屋 } (2・3) 世代呼称の採用	A(m,f) O	A(m) } O	A(m,f) } O	A(m,f) B	A(m,f) B	A(m,f) E	A(m,f)	A(m)
X_3	(3) 双系的親族組織	(3・1) 村内婚制	A	A	A	A	A	A	A	A
		(3・2) 妻方一夫方居住制	A	O	A	A	A	A	A	A
		(3・3) 単系出自集団の欠如	B	C	B	B	C	B	B	B
X_4	(4) 家父長権の微弱性	(4・1) 農業経営上の家族労働力統制の微弱性	A A B	B	A A B	A B	A	A	A B B	A B C
		(4・2) 財産・家計管理の微弱性	A B	B	A B	A B	A B	A B	A B	A B B
		(4・3) 家族員の身分的統制の微弱性	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B
t	沿岸漁業 中心の経済	(t・1) 沿岸漁業	A	A	A	A	A	B	A	A
		(t・2) 畑作中心の農業	A	C	C	A	A	A	A	A
		(t・3) 林業の不振	A	A	A	B	A	A	C	D

条件の満足度：A：ほぼ満足している、B：かなり満足している、C：ある程度まで満足している、D：満足していないとはいえない、E：不明、O：非該当

m：男性、f：女性

ことで、より入念な二次的三次的要素¹⁷⁾を獲得することになったから（第Ⅰ表参照）、社会事象の常でもあるが、 X_1 , X_2 , X_3 は完全な独立事象ではなく、それらの高次の条件の一部が相関し、 X_1 , X_2 , X_3 はそれらの積以上のもの、異次元の変数 X_4 へと転化するためである。

また、 X_4 については家父長権を構成する下位条件を明らかにしておかなかったが、江守¹⁸⁾はそれが4つから構成されるとしている。すなわち、a. 家族労働力の統制、b. 家計管理、c. 家族員の身分的変更に対する統制—結婚のとき、最も端的にあらわれる、d. 家族員の人身売買一家父長権の絶対性を示すもの、の4つである。これらの項目の妥当性を検定するには、先だって「家父長権」に関する久しい論争¹⁹⁾を消化しなければならないだろう。しかし、現在の私はその能力に欠けているので、暫定的にそれらの4項目を明治民法の条項²⁰⁾に置換することによって、それらが一定の正当性を保証されているとみなすことにする。a, bは、戸主の家族員に対する扶養義務（747条）、長男子単独相続の原則に基づく系譜の連続性、財産の不分割の規定（744, 970, 973, 982, 986, 987）に看取できるように、経営体あるいは福祉代替機関として家の存立が、その零細的、集約的経営のために、「家父長」の技術的熟練と経済的手腕に依存している有様を意味していると考えられる。cは、絶対的ではないが戸主が婚姻同意権をもっていること（750, 776）、婚姻の成立要件を満足していないとき、戸主が婚姻取消権者となること（780）、生存配偶者が去家するばあいには、戸主の承認が必要であること（737, 1項）など、一貫した戸主の婚姻干渉行為に見い出せる。また、戸主の家族員に対する居所指定権（749）もcに含めることができるだろう。そして、dはそのようなcの戸主の身分的拘束力の極限的発動形態と考えられる。したがって、 X_1 , X_2 , X_3 と同様に X_4 は、（4・1）「家父長」による農業経営上の家族労働力の統制の微弱性、（4・2）「家父長」による財産、家計管理の微弱性、（4・3）「家父長」による家族員の身分的統制の微弱性、の3つに集約された第二次指標をもつことになる。

そこで、あとには唯一、土田の示唆によって追加された生業形態、あるいは就業構造の項目の配置という難問

が残るだけとなる。解決策としては、それをテスト変数tとして導入し、以下のモノグラフ検討を通じて事後的に、 X_1 , X_2 , X_3 , X_4 およびYに対する作用を明らかにするという方法が最も穩當であろう。t：沿岸漁中心の経済、（t・1）沿岸漁業、（t・2）畑作中心農業、（t・3）林業の不振、と表記できる。

以下、検定すべき命題を明らかにしておこう。村落を全体集合Vとすれば、Vは $X_1 \sim X_4$, tの5つの構造的要素を含んでいたから $V = \{X_1, X_2, X_3, X_4, t\}$ とかける。そしてそれらの変数とYの間には $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3 \rightarrow X_4$, $X_4 \rightarrow Y$ という仮定が存していた。よって、命題は、第三の変数tを導入することによって、仮定のX, Y間の因果関係を検討し、それらの関係を精密化することである。

また、Vに「年令階梯制村落」の名を再び付与するのがふさわしいか、あるいは他の名称がよりふさわしいか、命題検定のち命名の機会をもつことにしよう。

最後に、手続上の限定を2点付言しておかなくてはならない。第1点は、以下に言及する村落事例が既成のモノグラフに依存した二次データであるという資料的限定である。この点に対しては、今回の行為が近い将来の実態調査にむけての予備的作業、すなわち既存データの整理による作業仮説の設定にある、という弁明を提出しておきたい。第2点は、第1点の資料的限定に由来する状況設定に関する限定である。すなわち、事例村落が三重県の安乗、国崎、石鏡のムラ、あるいは伊豆諸島のムラであるという地域的限定ないしは、サンプルの偏りと、それらの調査年代が昭和30年代に集中しており、伝統的形態としての自由婚の成立過程は、それらの遺制を通じて復元されるという遡及的方法の時間的差異の問題を含んでいるということである。この制約に対する解答は未だ見い出せないが、現時点からではあっても、資料蒐集に努め、入念な事例研究を通じてより一般的妥当性のあるモデルを構築するという行為、それが最も有効であろうし、第1点と相俟って、実態調査の必要性を痛感しているだけといっておきたい。

〔共同体主義の村落の構造〕

事例村落は、三重県の安乗（志摩郡阿児町安乗）、国崎（鳥羽市国崎）、石鏡（鳥羽市石鏡）、東京都の利島（利島利島村利島）、若郷（新島本村若郷）、神津（神津

17) X_1 , X_2 , X_3 等の一次条件は、その二次、三次条件の必要条件である。

18) 江守五夫、前掲書、pp. 77—85。

19) 青山道夫、「日本の『家』の本質について」、『家族一政策と法』7, 1976、東京大学出版会、pp. 42—50。

20) 湯沢雅彦編・解説、『日本婦人問題資料集成』5, 1978年版、ドメス出版、pp. 239—276 星野 通、「民法制定以後の婚姻法」、前掲書『家族問題と家族法』I所収。

21) 8件の事例の出典は、特にことわりのない限り以下のようなである。安乗は川島武宜、前掲書、国崎は川越淳二・後藤和夫他、「海女のむら」、『愛知大学総合郷土研究所紀要』特輯号、1965、石鏡は江守五夫指導、「志摩海女漁村の社会構造と慣習法」、『法学会誌』18, 1968、伊豆の5件は村武精一他、前掲書『伊豆諸島』。

第 II 表

項目	事例村落 (1960)	安 乗	国 崎	石 鏡	利 島	若 鄉	神 津	未 吉	青ヶ島
1	総 世 帯 数	636	115	215	86	104	522	277	102
	総 世 帯 人 数	3,072	741	1,310	354	510	2,666	1,047	402
	平 均 世 帯 人 数	4.83	6.45	6.09	4.12	4.90	5.11	3.78	3.94
	総 戸 数	581	114	207	67	94	496	296	98
2	総 農 家 数	386	95	124	54	73	314	162	84
	専 業	9	—	—	—	—	26	15	13
	1 兼	9	67	—	45	—	—	27	42
	2 兼	368	28	124	9	73	288	120	29
3	農 業 就 業 人 口	男 女	45 418	108 193	12 37	61 76	— 106	— 420	85 103
4	経 営 耕 地 規 模 別 農 家 数	例 外 規 定	—	—	—	—	8	—	—
		0.3 ha 未 満	301	10	84	11	22	72	95
		0.3 ~ 0.5	51	18	28	27	18	150	35
		0.5 ~ 1	34	57	12	16	24	92	26
		1 ~ 1.5	—	10	—	—	1	—	6
		1.5 以 上	—	—	—	—	—	—	—
5	田 畑 経 営 面 積 計 (0.1 ha)	805	631	317	236	293	1,311	509	452
	農 家 平 均 面 積 (0.1 ha)	2.09	6.64	2.56	4.37	4.01	4.18	3.14	5.38
6	田 畑 経 営 面 積 計 (0.1 ha) (比 率)	295 (0.366)	427 (0.677)	210 (0.662)	—	—	—	29 (0.0570)	—
	烟 経 営 面 積 計 (0.1 ha) (比 率)	510 (0.634)	204 (0.323)	107 (0.338)	236 (1.00)	293 (1.00)	1,311 (1.00)	480 (0.943)	452 (1.00)
7	保 有 山 林 規 模 別 農 家 数	な し	307	23	7	4	73	9	34
		0.1 ~ 1 ha	60	36	50	1	—	177	57
		1 ~ 5	18	34	63	41	—	128	68
		5 ~ 20	1	2	4	2	—	—	2
		20 以 上	—	—	6	—	—	1	—
		保 有 山 林 面 積 計 (0.1 ha)	735	1,052	1,682	1,925	—	2,867	1,831
8	農 家 平 均 面 積 (0.1 ha)	1.90	11.1	13.6	35.6	—	9.13	11.3	12.5
	人 工 林 率 (%)	1.4	0.3	0.1	11.9	—	—	34.8	74.0

1960年当時のデータである。世界農林業センサス、1970。

島村神津), 未吉 (八丈島八丈町未吉), 青ヶ島 (青ヶ島村青ヶ島) の 8 件²¹⁾である。

まず, X_1 の満足度はどの程度か。田畠の経営面積の農家平均, よび水田率をみれば, 安乗—2.09反, 36.6 %, 国崎—6.64, 67.7, 石鏡—2.56, 66.2, 利島—4.37 水田なし, 若郷—4.01, 水田なし, 神津—4.18, 水田なし, 未吉—3.14, 5.7, 青ヶ島—5.38, 水田なし, である (I-5, 6)。国崎が最も豊かな耕地と水田をもっているが, 全体としては生産性に乏しく, 自給農家の域を出でていないといえるだろう。経営耕地規模別にみれば, 最も分散度が高いのは青ヶ島で, 次に国崎, 若郷, 未吉が続き, さらに, 安乗, 石鏡, 利島, 神津が続く。層相

互の傾斜からすれば, 第 2 グループのうち, 国崎, 若郷はむしろ平板で青ヶ島の分布に近く, 未吉は最頻値の層と他の 3 層との傾斜が激しく, 第 1 グループの安乗, 石鏡に近く, それらと同様未分化なための不安定性を示している残る第 1 グループの利島, 神津は反対に青ヶ島, 国崎, 若郷に近い安定した配置をもっている (II-4)。偏差は必ずしも小さいとはいえないかも知れないが, 全体を平均すれば, 階層分化は停滞気味であるといえる。また, 保有山林規模別にみれば, 全体として, 耕地規模別の分布よりも散らばりが大きいようだが, 人工林率の比較的高い利島, 未吉, かなり高い青ヶ島の 3 件を除いて, 山林所有は潜在的要因であっても, 直接の階層分化

の契機にはならないと考えられる(Ⅱ-7, 8)。さらに、漁船所有規模別にみれば、データの欠けている若郷を除く7件において、漁船非使用の経営体と、無動力船、10t未満の漁船のそれとの合計が過半を超えている(Ⅲ-5)。したがって、X₁のうち(1・1)については、土地所有、山林所有、漁船所有という財産関係からみたばあい、かなり満足されているといえる。

条件(1・2)についてはどうか。安乗は²²⁾、イットウという本家分家の集団は存在するが、日常的活動の中心は双系的親族組織であるオモシンルイへ移行している。国崎は、藩政期以来の権利義務関係に基づく本家、半家の区別はあるが、それによって通婚関係、公職就任の機会が制限されたりすることはまずないくらいの区分である。石鏡も本家、分家の区別はあるが、永続性にいまひとつ欠けた関係である。利島には、ワカレという本家分家の系譜をさすことばはあるが、イッケは双系的親

族組織を意味するシンセキと同義であり、シンセキのはたす役割は大きい。若郷には、土着性、および土地所有関係による本戸、半戸の差別はあるが、本戸の数は従属関係を結ぶには多すぎる。青ヶ島は、本家に対するベック、分家はあるが、それらの独立性は高い。神津、未吉はこの点について不明だが、単系出自集団の存在が双系的親族組織と対立するものであれば、両地域は、後者の明確な存在によって前者のそれを否定することができるだろう。よって、条件(1・2)はほぼBの程度において満足されている。以上から、X₁:無家格制、はほぼ満たされている(I-X₁)。

次にX₂についてみよう。条件(2・1)に関しては、安乗では、3世代区分のうち、青年層、若者集団の存在が顕著である。(2・2・1)独身者家屋、については、若者の所属する宿と、それには組織力は劣るが娘の宿とが存在している。それらは機能別には、前者は寝宿、ヨ

第 III 表

項目 (1963)		事例村落		安 乗	国 崎	石 鏡	利 島	若 郷	神 津	未 吉	青ヶ島
1	総 経 営 体 数	208				54			233	38	7
2	経 営 組 織 別 経 営 体 数	個 人 会 社 その他の団体	208 一 一			54 — —			233 — —	38 — —	7 — —
3	専 兼 別 経 営 体 数	専 業 一 兼 二 兼	15 163 30	* 14 } 95 (1960)	** *** ◎	— — 54			2 *****◎ (1957)	2 212 19	2 12 24
4	漁 業 就 業 人 口	男 女	559 374	* 104 197 (1958)		78 82			297 —	114 1	19 2
5	漁 船 所 有 規 模 別 経 営 体 数	漁船非使用 無動力、10t未満 10 ~ 30 30 ~ 100	30 128 0 3	* 総数72 うち 動力船19	** 南組 総数43 うち動力船 34 (1954)	54 — — —			150 82 1 —	38 25 13 —	— 7 — —
6	おもな漁業種類別 経 営 体 数	採貝 採藻 まき 敷刺 釣・延縄 養殖(真珠)	29 — 6 1 35 83 43	* ◎ ○ ○ ○ (1965)	*** ◎ ○ — — — 1	— 43 — — — —	**** ◎		9 — 88 — — 132	— 25 — — 4 11 —	— — — — — 7 —

第三次漁業センサス、1963。◎はその階層に分布が最も集中していることを示す。○はその階層に分布が次に集中していることを示す。*川越淳二・後藤和夫他、「海女のむら」、**小沼勇、『日本漁村の構造類型』、石鏡は4組にわかれ、南組はそのひとつである。***江守五夫指導、「志摩海女漁村の社会構造と慣習法」、****村越精一他、『伊豆諸島』。

22) 岩 孝一・湯沢雅彦、「志摩漁村における親族組織と結婚慣行」、潮見俊隆・渡辺洋三編、『法社会学の現代的課題』、1971、岩波書店。

ナベ宿、トマリ宿、後者はヨナベ宿²³⁾とよべるであろうし、それらの宿の存在は、若者集団の(a)公的漁業技術訓練組織、(b)非公式の労働組織、(c)治安維持、警防組織、(d)結婚媒介組織、としての働きと、娘集団の非公式の労働組織、結婚媒介組織という役割と相互補完的である。(2・2・2)、(2・2・3)については明らかでないが、世帯平均人数—4.83、戸平均人数—5.29から世帯主夫婦と祖父母は別居していない。すなわち別居隠居制は存在していないと推測できる(Ⅱ—1)。また、(2・3)についても該当していない。国崎の年令階梯制は、男性はほぼ基本モデルに近い形を有し、老年層=大者は神祭祀の中心的存在である。女性のそれは男性ほど明確ではなく、仏事の中心である老年層=大婆以外は層として分化しておらず、機能も明確でない。若者集団は、宿寢、アソビ宿としての宿をもっており、(a)、(b)、(c)、(d)、(e)神事参与が中心的活動である。娘達は、私的な集団を形成することがある程度で固有の役割も宿もない。隠居制については、世帯平均人数—6.45からそれは欠落していたと考えられる。(2・3)も該当しない。石鏡の年令階梯制は、国崎と同様、男性のそれが基本モデルに近く、老年層の神事に関する役割が重要である。若者集団は、宿寢、ヨナベ宿としての宿を有し、(a)、(b)、(c)、(d)、(e)の5つの機能を充全している。女性の年令階梯制はみられず、娘のみが個別にヨナベ宿に集まりそれは(b)、(d)の機能を有している。世帯平均人数6.09から隠居制は存在しないと考えられる。(2・3)も該当しない。利島の年令階梯制は、若者集団、そしてそれよりも結合度はかなり劣るが、娘集団のみが分化している。男女とも、宿寢、ヨナベ宿としての宿を有し、若者集団は(a)から(e)までの機能を備え、娘集団もまた(b)、(d)のそれを有している。隠居年令は低くはないが、ボーエ=母屋世帯と分離した隠居世帯が存在し、世帯平均人数4.12はそれを傍証しているだろう。(2・3)もまた満たされている。若郷の年令階梯制はほぼ完全である。男性では、若者集団の比重が大きく、宿寢、ヨナベ宿、トマリ宿としての宿において(a)から(e)までの機能すべてを充たしている。女性では、老年層の神役集団としての機能が注目される。娘層もまた私的なヨナベ宿を形成し、(b)、(d)の役割を遂行している。世帯平均人数4.90では低いとはいえないが、隠居制は存在しており、(2・3)も満たされている。神津の年令階梯制は、若者集団のみが顕在している。それは、宿寢、トマリ宿としての宿を有し、(a)、(c)、(d)の機能を備えている。娘達は私的であ

るが、ヨナベ宿に集まり、(d)の機能をはたしている。隠居制、(2・3)については不明である。未吉は、年令階梯制という組織だったものではなく、ルースな集団を形成し、若者が寝宿としての宿に集まる機会は存在していた。娘達もそれと同等の寝宿はもっていたようである。両者の宿とも(b)と(d)の機能を有していた。世帯平均人数3.78にみられるように隠居制がとられていた。(2・3)の条件も満たされている。青ヶ島にもまた、ルースな若者集団の存在のみが認められる。宿寢としての宿も若者のみが所有しており、(b)、(d)の機能をはたしている。(2・3)については定かでないが、隠居制は存在している。平均世帯人数は3.94である。以上から、X₂の満足度を概括しておくと、(2・1)については、女性よりも男性の年令階梯制が一般に組織化されており、とりわけ若者集団の存在が活動の活発さとともに注目された。(2・2)に関しては、(2・2・2)、(2・2・3)を満足していたのは伊豆の4件のみであったが、(2・2・1)については、若者宿は全事例にみられ、娘宿も6件まで存在が確認できた。(2・3)については3件のみが満たしていた。よって、平均すれば、X₂全体としては充分な達成度を得ているとはいえないが、その一部分である若者集団という年令集団だけとり出してみれば、宿の存在とともに、かなりの満足度を得ることができたといえるだろう(I-X₂)。

X₃についてはどうか。まず、結論である双系的親族組織の存在を確認しておこう。安乗のそれはオモシンルイといわれ、通常、夫方妻方の兄弟姉妹、オジオバがその範囲に含まれる。国崎はそれに該当する報告がないが、後述するように村内婚制を採用しており、それによって、かなり姻族の比重が大きかったことが考えられる。石鏡では、ヤウチとよばれ、一般にイトコをその境界としている。利島では、シンセキがそれにあたり、範囲はやはりイトコまでである。若郷では、イッキ、マッキ、ミウチ、あるいはオヤコという複数のことばがその意味で用いられている。範囲はイトコを限界としている。神津、未吉では、親族に関する記述が欠けているが、共に、村内婚制、妻方一夫方居住制を採用しており、それらは双系的親族組織の発生を余儀なくさせるであろう。青ヶ島では、それはシンルイとよばれ、オジオバまでが濃いシンルイとされている。次にこれらの双系的親族組織の下位条件の達成度をみてみよう。(3・1)は、8件全数が満足しており、村内婚率は高い。(3・2)は、国崎を除く他7件が満たしている。国崎が隣接の石

23) 西川美紀、「『配偶者選択』と村落の類型」、『人文論叢』3・4、1976。宿寢は機能(d)、ヨナベ宿は機能(b)、トマリ宿は機能(a)と対応関係にあるが、実際にはそれらの宿は集団的機能(a)から(e)のいくつかを重複して備えるのが普通である。

鏡と異なる社会的条件をもっているとすれば、それは伊勢神宮領としての歴史のみであるが、そのことが、妻方一夫方居住制、あるいは訪婚制の欠如となんらかの関係があるのかもしれない。(3・3)は、(1・2)家系による階層の未分化、でみたように、(1・2)はc段階を下限として成立していたから、同程度で満たされていることがわかる。ところで、父系制の形成要因が、父系出自、父系相続、父方(夫方)居住²⁴⁾であるとすれば、父系出自は、現代社会では与件であり、相続についても、未吉、青ヶ島に若干の家産分割相続があることを除いて他の6件は、長男子による単独相続、継承を実施している、居住は、既述のように7件が妻方一夫方居住制であった。したがって、单系出自集団と対比するならば、双系的親族組織は、厳密には、準父系親族組織と表現されるべきで、父系制浸透の程度においてゆるやかである状態を呈する親族組織にすぎないことを付言しておかなくてはならない。

条件tについてはどうか。(t・2)については、(1・1)財産所有による階層の未分化、において、国崎を除く7件が満足していることをみたのでくり返さない。ただ、自給的性格をもった農業は(t・1)沿岸漁業、に大きく依存せざるをえないが、両者の相補性がどの程度t、すなわち就業構造に反映されているかを知っておかなくてはならない。すなわち、tの理想型は、主織一漁業、副職一農業の形であらわされるが、それを、安乗、国崎、石鏡、若郷、神津の5件が満たしている。このばかり、(t・3)は自動的に証明されている。残る利島、未吉、青ヶ島の3件は、農、林、漁業がほぼ三位一体的関係にあるが、このばかりも、若干の偏差を含んではいるが、理想型の枠内において、いわば準理想型としてとらえることができるだろう。ただし、このとき(t・3)は完全に満たされているとはいえない。(t・1)の沿岸漁業、は技術的に(1)採貝採藻、(2)釣・延縄漁法、(3)網漁法、の3つの漁撈と(4)養殖に区分できる²⁵⁾。しかも、(1)、(2)、(3)はこの順に生産性が増していく区分もある。これによれば、安乗は(2)、(4)、(3)刺網、(1)採貝の順に多い。国崎、石鏡は(1)、(3)刺網、未吉は(1)採藻、(3)刺網を中心とし、利島、若郷は(1)採藻を中心とし、青ヶ島は(2)のみに、神津だけが(2)とまき網による冲合漁業に依存している(Ⅲ-6)。これらの漁種の低生産性は端的に、漁船の所有状況によって裏付けられる(Ⅲ-5)。すなわち、若郷を除く7件において、漁船は非使用であるか、使用しても無動力ないしは10t未満の船であり、

それらの合計が過半であることから、その生産の超原始性がうかがわれる。若郷も、中心漁法が採藻であることからその例外ではないだろう。よって、(t・1)が満足されていることがわかった。同時に、地先海面を中心とした沿岸漁業は、その低生産性のために、より微力な自給性農業によって補強されなければならないという両者の絡みも理解された。以上から、(t・1)から(t・3)までを総合すれば、tは満たされているといえる。

これで、X₁、X₂、X₃、およびtの満足度を第二次、第三次条件に遡って概観したことになるが、その程度は一様でなく、十分条件としての下位条件を完全に満たしていたことはいえなかった。しかし、第二次、第三次条件を備えることが、完成度を増すことを意味するならば、上記の事例は少なくとも、その第一次のレベルで条件にかなっていたといえるだろう。そこで、次に、第一次条件X₁、X₂、X₃、およびtのX₄、Yへの因果帰属を説明することが必要となる。

X₄の第二次条件のうち、(4・1)「家父長」による農業経営上の家族労働力の統制の微弱性、(4・2)「家父長」による財産、家計管理の微弱性、はそれぞれ、家庭内での生産面、生活面における「家父長」と家族員の間の分業形態のバリエーションとして、また、(4・3)「家父長」による家族員の身分的統制の微弱性、は「家父長」と家族員の間の勢力関係の一変異としてとらえなおすことができるであろう。

家族内の性別役割の模範型は、先の第一次産業の就業構造の基本型、すなわち、主職一漁業、副職一農業から導き出せるであろう(Ⅰ-2, 3, 8, Ⅲ-3, 4)。基本型に該当する事例は5件あったが、それらはさらに、男性一漁業、農業、女性一漁業、農業という就業形態をもち、女性が生産上より重要な位置を占めている安乗、国崎、石鏡のばかりと、男性一漁業、女性一農業の型をもち、ほぼ完全な分業が成立している若郷、神津のばかりとに二分できる。また準基本的な就業形態として、男性一農業、林業、漁業、女性一農業、林業の型を有し、農業においては女性が、林業においては男性が主要労働力となっている未吉、青ヶ島のばかりと、女性もまた漁業生産に参加している点のみが、未吉、青ヶ島と異なる利島のばかりとを区別することができる。したがって、上記から、模範型として、「家父長」=夫と息子においては、父親は若者の体力に及ばないが、彼らの合力による漁業従事の役割、妻および娘にあっては、娘は母親の補

24) 石川栄吉、『原始共同体』、1970、日本評論社、pp. 126-128。石川氏は、母系制から父系制への移行を説明する要因として、出自、相続、居住の3つを考えられている。

25) 小沼 勇、『日本漁村の構造類型』、1957、東京大学出版会、pp. 15-23。

助者であるが、彼女達の農作業従事の役割が導き出せる。そして、この模範型からの第一次的偏差として、「家父長」、息子には潜水作業、トマイとしてのアマ仕事の補佐、農作業補助の役割を、妻そして娘には、アマ仕事という漁業生産上の働きを、第二次的偏差として、前者に製炭、後者に椿実採集、製炭補佐という林業上の働きを加算しなければならない。

条件(4・1)は、上記の、農作業が女性の主要な役割であるという事柄から、単純に説明することができる。つまり、農作業の自給的、依存的性格は、絶対的に耕地が狭く、畑作中心であったことに由来していたが、それは、熟練の農業技術を投下するには生産性に乏しく、「家産」として未熟であり、専ら女性の労働力と、自律的判断によって嘗め得ることを示している、すなわち、「家父長権」からの離脱を意味しているからである。しかし、条件(4・1)の意味するところが、家業、あるいは中心的生産活動としての農業経営であり、そこにおける「家父長権」の微弱性であったならば、事例の就業構造において、むしろ比重の大きかった漁業生産をも含めたより一般的な生産形態における「家父長権」の不存在を改めて説明する必要があろう。

だが、その新たな視点によっても、「家父長権」は微弱であるといえる。農業が家族内の女性の役割であり、そこに「家父長権」の発動機会が与えられない事情はすでに明らかにしたが、換言すれば、それは、女性が生産活動を通じて家計のある部分を支え、家族生活の維持に貢献していたことを示している。そのように、「家父長」から独立した「生活機会」²⁶⁾のうち労働の機会、あるいは「資源」²⁷⁾のうち生活力(収入)を獲得している典型を、女性については、アマ仕事に就いているばかりに見い出すことができる。安乗では、真珠養殖、釣・延縄漁が採貝活動も混合され、ウェイトは必ずしも採貝にないが、国崎、石鏡は、採貝漁撈によるアワビの生産額が全体の過半を占め、海女の潜水作業に生産経済が依存しているといつても過言ではない(Ⅲ-6)。フナドとして夫婦単位で採貝活動をするときには、トマイの役割を受けもつ夫の働きはもちろん重要であるが、生産高の多少は、直接に海女個人の体力と技術に負っているだけに、彼女自身の責任と権利は過大となる。

労働の機会を占有しているということでは、若者も同様である。一般に、耐寒能力が要となる採貝漁撈を除いては、生産技術が高度になるほど、単位当のエネルギー

がまさっている男性に漁業生産は有利であるが²⁸⁾、その好例を、網漁法を中心としていた神津に見い出すことができる(Ⅲ-6)。勇壮の若者は、その理想的生産者であろうし、直接生産のほか、難破船の救助等、緊急時の防災や治安に不可欠の存在でもある若者は、基幹労働力としてその地位を不動のものにしている。

したがって、「家父長」から独立した労働の機会を得ることが、生産面における「家父長権」の相対的縮少をもたらすのであれば、事例の就業構造、ならびに性別役割の間には、若干の誤差が認められるが、農業、林業、漁業のうち、どの領域を、どの領域との組合せを主要な活動の場とするか、という形態的差異はあっても、それらのケースは、それを実現していたといえる。よって、条件(4・1)の農業経営を含む生産活動上における「家父長権」の微弱性(4・10)²⁹⁾は満足されているということができる。

(4・2)の成立は、ひとつは所有財産の内容に依存している。(1・1)でみたように、各戸に所属する主要財産としては、田畠、山林、漁船があったが、それらの質的貧困はその上に家が存立し、家格を形成する誘因とはならなかった。そして、そこに加える物財があるとしたら、居住家屋、あるいは単純な漁具、農具ばかりであるが、それら全部の財産管理権がたとえ「家父長」に所属していたとしても、その内容の乏しさは、強大な「家父長権」の発生基盤たりえないであろう。まして、生産上の役割関係に明らかのように、各自、家計維持に貢献していた妻、娘、息子は、「家父長権」の一方的支配に甘んじる必要はないであろうし、容易にその影響を免れることができる。沿岸漁業の比重が大きいところほどこの傾向は強いといえる。地先海面の用益権は漁業協同組合の加入者である世帯主=「家父長」に属するが、農村家族が労働対象を私有しているのとは違って、地先水面は、実質的には、村人の、生産者の総有であり、個人は、家族員は「家父長」の管理とは無関係に自己の身体のみを労働手段として生産活動を展開しうるからである。また、このように、家族生活が「家父長」のみを手段的リーダーとせず、成人男女すべてがその役割を分担しているのであるから、家計管理権が「家父長」ひとりに所属する根拠も稀薄となろう。よって、(4・2)は満足されているといえる。

(4・3)「家父長」による家族員の身分的統制の微弱性は、「生活機会」を規準にすれば、生産面、生活面

26) 川島武宜、前掲書、p. 294。

27) Blood, R. O. and Wolfe, D. M., *Husbands & Wives*, 1960, New York, pp. 29-46, 57-68.

28) 香原志勢、「海女の分布の生態学的考察」、岡正雄還暦記念論文集『民族学ノート』、1963、平凡社。

29) (4・1)「家父長」による農業経営上の家族労働力の統制の微弱性、にかえて(4・10)「家父長」による生産活動上の家族労働力の統制の微弱性、とする。

における「家父長権」の微弱性（4・10），（4・2）の結果としてとらえることができるから，（4・3）の成立に無理はない。すなわち，「家父長」による身分統制が顕在化する家族員の結婚締結に際して，「家父長」が発言権を有していないことになる。よって， $X_4 \rightarrow Y$ ：自由婚の成立，との関係は $X_4 \rightarrow Y$ ではなく $X'_4 \rightarrow Y$ ， $X_{(4 \cdot 10)} \cdot X_{(4 \cdot 2)} \rightarrow X_{(4 \cdot 3)} = Y$ とあらわすことができる。また $X_{(4 \cdot 10)}$ ， $X_{(4 \cdot 2)}$ は根本的に就業構造，すなわち t によって規定されていた。 $X_{(4 \cdot 3)}$ も同様に，村落の生産様式である t によってすでに規定されているから，より正確には $X_{(4 \cdot 10)} \cdot X_{(4 \cdot 2)} \leftarrow t \rightarrow Y = X_{(4 \cdot 3)}$ とあらわさなくてはならない。

また， t の X_1 ， X_2 ， X_3 への影響はみられるであろうか。 t の X_1 への支配は，くり返しになるが，沿岸漁業に生産の中心がある経済構造が，田畠，山林の狭小さと表裏で無家格制を導いていたことから確められる。 X_2 に対しては，漁業生産の中心的労働力としての役割を，年令階梯制の下位集団である若者集団が宿生活を通じて習得していたところに影響がみられる。すなわち，生産組織としての機能を若者集団が備えていたところに影響が確認できる。 X_3 に対しては，村内婚という男女の居住近接性に保証された妻方一夫方居住制が，すぐれた働き手である娘の労働力の漸次的移譲を目的としていたところに根拠が見い出される。また， X_3 については，村内での姻戚関係の重積が，危険の多い漁業生産において，窮乏期の扶助という契約関係の確実な表現であったこともみのがせないであろう。よって， $t \rightarrow X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ は説明された。

以上から， t は X_1 ， X_2 ， X_3 ， $X_{(4 \cdot 10)}$ ， $X_{(4 \cdot 2)}$ ， Y の条件を規定していたことがわかった。したがって，

$$\begin{array}{c} X_{(4 \cdot 10)} \cdot X_{(4 \cdot 2)} \\ \swarrow \quad \downarrow \\ t \end{array} \rightarrow Y$$
 をうることができる。ただし，
 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3 \rightarrow X_{(4 \cdot 10)} \cdot X_{(4 \cdot 2)}$ である。しかし，ここにもうひとつ変数を加える余地がある。すでに土田が，その類型論において示唆していた要素であるのだが，それは， t が他の条件を円滑に規定するために必要とする規範の存在である。その規範は，沿岸漁業を中心とする生産活動の，ひとつには，地先水面の限定された資源に依存している低生産性に由来し，ふたつには，その活動

の場，漁場が，村民の縦有であり，共同財産であるという労働対象の特殊性に起因する共同体優先の意識である。たとえば，国崎の漁協組合は，生産活動においては，口開け日の指定はいうに及ばず，時間と人数，漁区，使用漁具に至るまで制限し，採集したアワビの大きさを点検をも実施し資源の保護をはかっている。また，漁協組合は，販売面においても，漁獲物の個人販売を禁止し，一括して出荷するという統制を加えている³⁰⁾。このような厳重な規制は，私益よりも共同体の利益を優先する規範がなくてはかなわないだろう。組合は，「共同体主義」³¹⁾を冠することによって始めて，村人の行動を統合することが可能なのである。したがって，最終的には，変数間の関係を以下のようにあらわすことができるだろう。「共同体主義」の規範を u とおくとするならば

$$\begin{array}{c} X_{(4 \cdot 10)} \cdot X_{(4 \cdot 2)} \\ \swarrow \quad \downarrow \\ t \cdot u \end{array} \rightarrow Y$$

ただし， $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3 \rightarrow X_{(4 \cdot 10)} \cdot X_{(4 \cdot 2)}$ 。

当初の目的は，第三の変数 t を導入することによって， X ， Y 間の因果関係を検討し，その関係を精密化することにあった。結果は，上記のように， t を導入することによって，エラボレイションのうち，エクスプロネイション³²⁾を施したのと同様になった。

また，最後に，上記のような構造と因果関係をもったムラに名称を与えないではならない。ムラは，根本的に t によって，そしてそれと表裏である u によって規定されていたから，「年令階梯制村落」にかえて，土田，いや姫岡の命名にならって「共同体主義の村落」とよぶのが適切であろう。

〔共同体主義の村落における配偶者選択および結婚の成立〕

共同体主義のムラでは，その特定の生産手段を通じて，若者と娘は彼ら独自の「生活機会」を獲得することができたが，その生活力こそ，「家父長」の勢力を制限し，縮小する根源であり，配偶者選択，結婚に関して彼らの自主性を發揮できる源泉であった。そのような勢力関係を背景にして成立する結婚を，江守は「自由婚」とよんでいたが，それは，一定の配偶者選択のプロセス，および結婚儀礼³³⁾と適合的関係にある。すなわち，村の男女は，祭や盆踊，日常の共同労働によって親しくな

30) 川越淳二・後藤和夫他，前掲，pp. 39—40。

31) 姫岡 勤，前掲論文，p. 115。

32) 安田三郎，『社会調査の計画と解析』，1979年版，東京大学出版会，pp. 182—218。

ザイゼル，H., 木村定・安田三郎訳，『数字で語る』，1976年版，東洋経済新報社，pp. 180—201。

Lazarsfeld, P. E., "Interpretation of Statistical Relations as a Research Operation," Lazarsfeld, P. E., and Rosenberg, M. (eds.), *The Language of Social Research*, 1955, New York.

33) 蒲生生男，「日本の婚姻体系」，祖父江孝男訳編，『文化人類学リーディングス』，1968，誠信書房。同，「日本の婚姻儀礼」，『明治大学社会科学研究所紀要』5，1967。

第Ⅳ表 結婚成立手続の特徴

項目	事例村落	安 乗	国 崎	石 鏡	利 島	若 郷	未 吉	青 ケ 島
1 結 納	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し	な し
2 結婚成立儀式	ミ キ イ レ	酒 入 れ	足 入 れ	ヨメニギリ の祝い	アシイレ	アシイレ	アシイレ	アシイレ
3 仲 人	な し	村内の人格者	必ずしも介在しない	な し	な し	な し	な し	な し
4 親族の役割	ムカエジョロウ オクリジョロウ	相手方への 口きき	足入れの付添	嫁のモライ ウケ	相手方との 交渉	モライニン ツレニン	シタバナシ	
5 妻の持参財産	労働着、労働具	イソ道具	イソ道具		農具、衣服	農具、若干 の家具	勝手道具、 家具	
6 夫婦同居の契機	妻 の 妊 娠	結 婚 式	結婚式の1・ 2年後	夫方の親の 隠居	夫方の親の 隠居	夫方の親の 隠居	夫方の親の 隠居	

伊豆諸島については、大間知篤三、同著作集2巻参照。

る機会を与えられているが、宿=独身者家屋は彼らを一層接近させ、彼らに「前婚姻的自由交渉」³⁴⁾の場を提供している。これら一連の求愛行為を経て、やがて当の男女は私的了解関係にはいり、相互の結婚意志を確認するのである。その配偶者選択が、もし、「家父長」の事後承認を得られないならば、そのときには、若者集団が娘をカタゲをしてでも彼を屈服させ、最終的には常に、若者と娘の恋愛関係は公的承認をうる。このように、宿生活と強大な若者集団の勢力を不可欠の要素としている自主的配偶者選択と接合されてはじめて「自由婚」は成立するのである。さらに、それに続く一連の結婚成立の手続は、簡潔質素を旨としている。(第Ⅳ表参照) 一般に、結納といった形式ばった儀礼ではなく、結婚式の日取りを決めたり、嫁をムカエにいったり、モライにいったり種々の下交渉や準備は村内の親類が分担して受けもち仲人の介在する余地はない。そして、村内の顔みしりの間柄では、ミキイレとよばれるささやかな酒宴が結婚成立の儀式であり、特に盛大な催しがあるわけではない。新夫は、こののち、妻の生家に通うことが公認され、妻の妊娠、あるいは自分の親が隠居するか死亡したときにはじめて、妻を自家にむかえ入れるのである。この際、妻が持参するのは、衣服、仕事用具くらいで、まれに若干の家具を運び込む程度である。この妻の引き移りによって、「家父長」、主婦となった夫婦は、村の一戸として新たに義務と権利を分有し、新しい生活を開始するのである。

結語にかえて

以上、明治期を念頭において、伝統的な結婚のひとつの型である共同体主義のムラにおける結婚を、その成立過程を、ムラの構造を媒介にして述べてきた。そして、結婚が、男女の平等と自律的意志に基づいた性愛関係であり、それが、「家父長権」からも共同体規制からも自由な個の原理、すなわち個人主義の規範に依拠しているところに、近代的結婚の理想があるとすれば、共同体主義のムラにおける結婚が「自由婚」の様相を呈し、「自由婚」に見紛われながらも、「自由婚」それ自体ではなかったことが明らかになろう。すなわち、ムラでは、みたところ、婚前の自由な交際を通じて配偶者は自動的に選択可能であり、結婚締結に際して、「家父長」の干渉を免れていた、また結婚成立後も、妻はすぐさま生家を離れ、婚家の一員になる必要はなかった。しかし、その自由は、地域的制限にとらわれず、結婚が新居制に基づき、即日、夫婦単位の生活を開始するのとは違って、共同体の枠内での自由、共同体の利益を損うことがない範囲での自由であった。若者は、イソ仕事に通暁した村の娘こそ伴侶にもつべきであり、生活能力を標準に配偶者選択をしてこそ豊かでない村の生活は維持できるのである。村内婚制も若者集団の強大な勢力もむしろ、娘の労働力の村外流出を防ぐためであり、自由交際、「自由婚」招請の根底に流れる生活優先の意志を感じることができる。同様に、自主的配偶者選択といっても、厳密には、共同体の使命をうけた若者集団の一員である若者にとっての自主的なそれであり、両性に平等な意志決定の機会が与えられているというよりも、若者の意志優位のうちに、配偶者選択の過程が進行したと考えるのが、より妥当であろう。さらに、結婚成立に至る以前の下準備

34) 江守五夫、「『前婚姻的自由交渉』慣行について」、『家族制度の研究』(下)、1957、有斐閣。

の段階において、親族の関与と援助を無視しえないが、それによって、親族集団の存在意義と共同体での結婚の意味一個と個の結合ではなく、あくまで親族の一員としての結合であるという一が知られよう。このように、共

同体主義のムラの結婚は、没我、没個の精神によって支えられていたが、そこにこそ、それが伝統的結婚にとどまる根拠を見い出すことができる。